

南魚沼市建設工事成績評定方法

(建築・設備工事編)

令和 5年 7月

南魚沼市 総務部 財政課

目 次 (建築・設備工事編)

工事成績評定の区分及び方法（建築・設備工事編）・・・P. 1
 建設工事成績評定表（建築・設備工事編）・・・P. 2
 細目別評定採点表（建築・設備工事編）・・・P. 3

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表（建築・設備工事編）

考 査 項 目	細 別	監 督 員	担当係長等	検 査 員
1. 施工体制	I. 施工体制一般	P. 4		
	II. 配置技術者（現場代理人等）	P. 5		
2. 施工状況	I. 施工管理	P. 6		
	I. 施工管理（中間）〔（完成）を（中間）に読替て使用〕			P. 36
	I. 施工管理（完成）			P. 36
	II. 工程管理	P. 7	P. 26	
	III. 安全対策	P. 8	P. 27	
	IV. 対外関係	P. 9		
3. 出来形 及び出来ばえ	I. 出来形			
	①建築工事	P. 10		
	②建築電気設備工事・建築機械設備工事	P. 11		
	③解体工事	P. 12		
	④電気通信設備工事	P. 13		
	⑤施設機械設備工事	P. 14		
	I. 出来形（中間）〔（完成）を（中間）に読替て使用〕			P. 37～P. 43
	I. 出来形（完成）			
	①建築工事			P. 37
	②建築電気設備工事・建築機械設備工事			P. 38
	③解体工事			P. 39
	④電気通信設備工事			P. 40
	⑤施設機械設備工事			P. 42
	II. 品質			
	①建築工事	P. 15		
	②建築電気設備工事	P. 16		
	③建築機械設備工事	P. 17		
	④解体工事	P. 18		
	⑤電気通信設備工事	P. 19		
	⑥施設機械設備工事	P. 21		
	II. 品質（中間）〔（完成）を（中間）に読替て使用〕			P. 44～P. 51
	II. 品質（完成）			
	①建築工事			P. 44
	②建築電気設備工事			P. 45
	③建築機械設備工事			P. 46
	④解体工事			P. 47
	⑤電気通信設備工事			P. 48
	⑥施設機械設備工事			P. 50
	III. 出来ばえ			
	①建築工事			
	②建築電気設備工事			
	③建築機械設備工事			
④解体工事				
⑤電気通信設備工事				
⑥施設機械設備工事				
III. 出来ばえ（中間）〔（完成）を（中間）に読替て使用〕			P. 52～P. 57	
III. 出来ばえ（完成）				
①建築工事			P. 52	
②建築電気設備工事			P. 53	
③建築機械設備工事			P. 54	
④解体工事			P. 55	
⑤電気通信設備工事			P. 56	
⑥施設機械設備工事			P. 57	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		P. 28	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	P. 23		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		P. 33	
7. 法令遵守等			P. 34	

記入方法及び留意事項・・・建築・設備工事編には、ありません
 「施工プロセス」のチェックリスト（建築・設備工事編）・・・P. 58
 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況・・・P. 62

工事成績評定の区分及び方法

(建築・設備工事編)

南魚沼市建設工事成績評定規程第4条第1項に規定する成績評定の方法は下記によるものとする。

記

1. 成績評定は、「建設工事成績評定表」に基づき算定された評定点を、次のとおり区分するものとする。

評定の区分			
ランク	評定点	区分の基準	
A	80点以上		他の模範となる優秀な工事
B	75点以上80点未満	標準的工事	Aランクではないが、標準的工事の中で優秀なもの
C	65点以上75点未満		標準的な工事
D	60点以上65点未満		Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	60点未満		今後指名等に影響を及ぼす恐れのある工事

2. 細目別評定採点の算出は、「細目別評定採点表」による。
3. 評定は、主任監督員は別紙－1、総括監督員・工事を総括する技術職員は別紙－2、検査員は別紙－3により行うものとする。
また、別紙－5「施工プロセス」のチェックリストを考慮するものとする。
4. 「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関する実施状況は別紙－6による。

建設工事成績評定表（建築・設備工事編）

工事番号		工事名																			工事主管課						
受注者名		工期	令和 -88 年 1 月 0 日 ~ 令和 -88 年 1 月 0 日																		契約金額(最終)						
竣工年月日	令和 ## 年 1 月 0 日	検査年月日	令和 -88 年 1 月 0 日																								
考 査 項 目		主任監督員					総括監督員・工事を総括する技術職員					検査員(中間)					検査員(完成)										
		0																									
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	I 施工体制一般																										
	II 配置技術者																										
2.施工状況	I 施工管理																										
	II 工程管理																										
	III 安全対策																										
	IV 対外関係																										
3.出来形及び出来ばえ	I 出来形																										
	II 品質																										
	III 出来ばえ																										
4.工事特性	I 施工条件等への対応(※2)																										
5.創意工夫	I 創意工夫(※3)		(7~0)	0																							
6.社会性等	I 地域への貢献等(※4)																										
加減点合計(1+2+3+4+5+6)				0.0		点					0.0		点					0.0		点					0.0		点
評定点(65±加減点合計)(※1)			①	65.0		点			②	65.0		点			③	65.0		点			④	65.0		点			
評定点計			65.0	点	(①	65.0	点×0.4+②	65.0	点×0.2+③	65.0	点×0.4×	0%	+④	65.0	点×0.4×	100%)=	65.0	点								
7.法令遵守等(※7)											0	点															
評定点合計(※9)			65	点	(評定点計	65.0	点-7.法令遵守等	0	点=	65.0	点)																
所 見(※6)	主任監督員																										
	総括監督員等																										
	検査員																										

- ※1.65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①～④)は少数第1位まで記入する。
- ※2.工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、「主任監督員」からの報告を受けて「総括監督員・工事を総括する技術職員」が評価するものとする。
- ※3.創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益あった場合に評価する項目である。
- ※4.社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
- ※5.中間検査があった場合:配点比率が50%:50%の場合の例(① ○○点×0.4+② ○○点×0.2+③ ○○点×0.4×50%+④ ○○点×0.4×50%) = ○○点
- ※6.法令遵守等は減点評価のみとし、「総括監督員・工事を総括する技術職員」が行う。
- ※7.評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※8.所見欄には、評定結果の概要を記載する。**また、各考査項目の評価が「d」或いは「e」の場合は必ず記載するものとする。**
- ※9.各考査項目ごとの採点は、工事成績採点の考査項目別運用表(建築・設備工事編)によるものとする。

細目別評定採点表（建築・設備工事編）

工事番号	
工事名	0

配点比率 中間 **0** % 完成 **100** %
 （中間検査を行った時は、中間検査の配点比率を入力）

項目	細別	主任監督員	総括監督員・工事を総括する技術職員	検査員	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 3.3点
	II. 配置技術者	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点		中間 0.0 × 0.4 × 0% + 完成 0.0 × 0.4 × 100% + 6.5 = 6.5 点	9.4 / 13点
	II. 工程管理	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点	0.0 × 0.2 + 3.2 = 3.2 点		6.1 / 8.1点
	III. 安全対策	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点	0.0 × 0.2 + 3.3 = 3.3 点		6.2 / 8.8点
	IV. 対外関係	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	0.0 × 0.4 + 2.8 = 2.8 点		中間 0.0 × 0.4 × 0% + 完成 0.0 × 0.4 × 100% + 6.5 = 6.5 点	9.3 / 14.9点
	II. 品質	0.0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点		中間 0.0 × 0.4 × 0% + 完成 0.0 × 0.4 × 100% + 6.5 = 6.5 点	9.4 / 17.4点
	III. 出来ばえ			中間 0.0 × 0.4 × 0% + 完成 0.0 × 0.4 × 100% + 6.5 = 6.5 点	6.5 / 8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		0.0 × 0.2 + 3.3 = 3.3 点		3.3 / 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	0 × 0.4 + 2.9 = 2.9 点			2.9 / 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等		0.0 × 0.2 + 3.2 = 3.2 点		3.2 / 5.2点
7. 法令遵守等（減点のみ）			0 × 1.0 = 0 点		0 / 0点
評定点合計					65 / 100点

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表(建築・設備工事編)

「記入方法」:対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。

(主任監督員)

調査項目	細別	a		b		c		d		e	
		□ 施工体制が優れている		□ 施工体制が良好である		□ 施工体制が適切である		□ 施工体制がやや不適切である		□ 施工体制が不適切である	
1. 施工体制一般	I. 施工体制一般	対象	評価	「評価対象項目」							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1.作業の分担の範囲が、下請業者を含め書面に明確に記載されている。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2.品質管理体制が、書面に適切に記載されている。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3.安全管理体制が、書面に適切に記載されている。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4.現場の施工体制(品質管理・安全管理を含む)が、書面と一致している。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5.工事規模に応じた人員・機械配置がなされ施工している。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6.建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払い簿等により適切に把握されている。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7.元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8.現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9.[施工プロセス]チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10.その他(理由:)									
<p style="text-align: center;">「施工プロセス」のチェックリストの結果を反映すること！！</p> <p>評価値(<input type="text" value="0"/>)% = 評価項目数(<input type="text" value="0"/>) / 対象項目数(<input type="text" value="0"/>) × 100</p> <p>評価値が90%以上……………a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満…b</p> <p>評価値が60%以上～80%未満…c</p> <p>評価値が60%未満……………d</p> <p>※対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>											
						<input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば…d				<input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば…e	

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(建築・設備工事編)

「記入方法」:対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。

(主任監督員)

審査項目	細別	a		b		c		d		e	
		□ 出来形が優れている		□ 出来形が良好である		□ 出来形が適切である		□ 出来形がやや不適切である		□ 出来形が不適切である	
3. 出来形及び出来設備	I. ⑤ 施工機械設備工事	対象	評価	「評価対象項目」							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1. 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫している。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が管理基準値内である。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3. 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4. 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6. 不可視部分の出来形を写真撮影している。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7. 社内の管理基準に基づき管理している。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8. 設計図書に定められている予備品に不足が無い。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9. 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している							
		10. その他(理由):									
<p>評価値(0)% = 評価項目数(0) / 対象項目数(0) × 100</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満...b</p> <p>評価値が60%以上～80%未満...c</p> <p>評価値が60%未満.....d</p> <p>※対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p> <p>※1.出来形の対象は「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法・位置・数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。</p>											
				□ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。				□ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。			
				上記に該当あれば...d				上記に該当あれば...e			

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表(建築・設備工事編)

「記入方法」:対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。

(主任監督員)

調査項目	細別			a	b	c	d	e	
		対象	評価	<input type="checkbox"/> 品質が優れている	<input type="checkbox"/> 品質が良好である	<input type="checkbox"/> 品質が適切である	<input type="checkbox"/> 品質がやや不適切である	<input type="checkbox"/> 品質が不適切である	
3. 出来形及び建築工事	II. 品質 ① 建築工事	対象	評価	「評価対象項目」				<input type="checkbox"/> 品質に管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d	<input type="checkbox"/> 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 上記に該当すれば・・・e
				1.材料・製品の品質が製作図等により確認でき設計図書を満足している。					
				2.品質確認記録の内容が適切である。					
				3.施工の各段階における完了時の品質が適切である。					
				4.躯体工事における施工の品質が良好である。					
				5.内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。					
				6.不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録等が整備されている。					
				7.その他(理由: _____)					
				評価値(<input type="text" value="0"/>)% = 評価項目数(<input type="text" value="0"/>) / 対象項目数(<input type="text" value="0"/>) × 100 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上～90%未満…b 評価値が60%以上～80%未満…c 評価値が60%未満……………d ※対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。					
				※1.目的物の品質の水準を評価すること。 ※2.品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3.1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えないと判断できる工種についてはこの限りでない。 (例:改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種)					

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表(建築・設備工事編)

「記入方法」:対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。

(主任監督員)

調査項目	細別			a	b	c	d	e	
		対象	評価	<input type="checkbox"/> 品質が優れている	<input type="checkbox"/> 品質が良好である	<input type="checkbox"/> 品質が適切である	<input type="checkbox"/> 品質がやや不適切である	<input type="checkbox"/> 品質が不適切である	
3. 出来形及び建築機械設備工事	II. ③			「評価対象項目」				<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば・・・d	<input type="checkbox"/> 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 上記に該当すれば・・・e
				1.機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。					
				2.施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。					
				3.品質確認記録の内容が適切である。					
				4.システムの性能及び機能に関する試運転・確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。					
				5.機材及び施工の品質が良好である。					
				6.不可視部分となる品質確認のための工事写真・施工記録等が整備されている。					
	7.その他(理由:)								
	評価値(0)% = 評価項目数(0) / 対象項目数(0) × 100 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上～90%未満…b 評価値が60%以上～80%未満…c 評価値が60%未満……………d ※対象項目数が2項目以下の場合にはC評価とする。								
	※1.目的物の品質の水準を評価すること。 ※2.品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3.1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えないと判断できる工種についてはこの限りでない。 (例:改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種)								

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表(建築・設備工事編)

「記入方法」:対象及び評価する項目の□にレマークを記入する。

(主任監督員)

調査項目	細別	a		b		c		d		e	
		品質が優れている		品質が良好である		品質が適切である		品質がやや不適切である		品質が不適切である	
3. 出来形及び解体工事	II. ④	対象	評価	「評価対象項目」							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1.施工計画書に定められた計画により管理されている。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2.付着物の除去を積極的に行っている。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3.解体資材の再資源化、またはリユースや有価物化に積極的に取り組んでいる。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4.中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5.埋設物の撤去状況及び記録が適切である。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6.工事場所周辺の家屋調査等の記録が整備されている。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7.事前に解体物の材料について、アスベスト等の含有の有無の確認を行っている。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8.アスベスト含有建材の撤去にあたり、必要な安全措置等を行っている。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9.騒音・振動・粉じん防止等に措置が適切に行われていることが確認できる。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10.特別管理廃棄物の現場保管が適切に行われている。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11.埋戻し材の品質が適切である。							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12.その他(理由:)									
<p>評価値(0)% = 評価項目数(0) / 対象項目数(0) × 100</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満...b</p> <p>評価値が60%以上～80%未満...c</p> <p>評価値が60%未満.....d</p> <p>※対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</p>											
						<input type="checkbox"/> 処分量や残存物の確認等が不適切であったため、監督員から文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば...d				<input type="checkbox"/> 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 <input type="checkbox"/> 特定建設資材の再資源化が不備である。 1項目でも該当すれば...e	

評価値(0)% = 評価項目数(0) / 対象項目数(0) × 100

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上～90%未満...b

評価値が60%以上～80%未満...c

評価値が60%未満.....d

※対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

※1.目的物の品質の水準を評価すること。

※2.品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3.1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評価に影響を与えないと判断できる工種についてはこの限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種)

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(建築・設備工事編)

「記入方法」: 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任監督員)

考査項目	細別	評価対象項目
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>■ 準備・後片付け関係</p> <p><input type="checkbox"/> 測量・位置出しにおける工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 現地調査方法の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> その他(理由: _____)</p>
		<p>詳細評価内容: _____</p>
		<p>■ 施工関係</p> <p><input type="checkbox"/> 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み</p> <p><input type="checkbox"/> 土工事、地業工事、鉄骨建方、コンクリート工事等の施工関係の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 建築材料・機材等の運搬、搬入等を含む施工方法の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 電気設備工事等の配線、配管等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 暖冷房衛生設備工事等の配管・ダクト等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 照明、視界確保等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 運搬車両・施工機械等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理及び品質向上等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 仮設施工等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫</p> <p>その他(理由: _____)</p>
		<p>詳細評価内容: _____</p>

■ 品質関係

- 集計ソフト等の活用と工夫
- 躯体工事の品質管理の工夫
- 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫
- 施工の検査・試験に関する工夫
- 品質記録方法の工夫
- その他(理由: _____)

詳細評価内容:

■ 安全衛生関係

- 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)
- 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
- 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫
- 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
- 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫
- 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
- 作業時における作業環境改善等の工夫
- ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
- その他(理由: _____)

詳細評価内容:

■ 施工管理関係

- 出来形の管理等に関する工夫
- 施工計画書または写真記録等に関する工夫
- 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫
- CAD・施工管理ソフト等の活用
- 施工合理化技術(※6)を活用した施工管理の工夫
- その他(理由: _____)

詳細評価内容:

■ その他

<新技術活用>※新技術活用は複数の技術の評価を可能とするが、加点は最大3点とする。

NETIS登録技術やMade in 新潟新技術普及・活用制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。

<その他>

「営繕工事における週休2日促進工事試行実施要領」により、「4週8休以上」を達成した。※「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

その他

理由:

詳細評価内容:

評点計 点(最大7点)

※1.評価は受注者から提出された実施状況に関する書類を活用する。

※2.特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※3.該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※4.上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員・工事を総括する技術職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※5.✓を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があった内容を詳細評価欄に記載する。

※6.施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※7.考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。

さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は、「■その他」<新技術活用>の項目に追加で加点できるものとする。

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表(建築・設備工事編)

(総括監督員・工事を総括する技術職員)

「記入方法」：該当する項目の□にレマークを記入する。

調査項目	細別	a	b	c	d	e
		<input type="checkbox"/> 安全対策が優れている	<input type="checkbox"/> 安全対策が良好である	<input type="checkbox"/> 安全対策が適切である	<input type="checkbox"/> 安全対策がやや不適切である	<input type="checkbox"/> 安全対策が不適切である
2.	III.	<p>評価 「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. その他（理由：</p> <p>詳細評価内容：</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <p>評価選択</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策が優れている（a）</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策が良好である（b）</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策が適切である（c）</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策がやや不適切である（d）</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策が不適切である（e）</p> <p>※1. 総括監督員・工事を総括する技術職員は、主任監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。</p> <p>※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。</p> <p>※3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。</p>				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(建築・設備工事編)

(総括監督員・工事を総括する技術職員)

「記入方法」：該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	細別	評価対象項目
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>■ 建物規模への対応</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 延べ面積10,000m²以上の建物</p> <p><input type="checkbox"/> 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物</p> <p><input type="checkbox"/> 大空間のホール等を有する建物</p> <p><input type="checkbox"/> その他(理由: _____)</p> <p>詳細評価内容: _____</p> <p>評点 = <input type="text" value="0"/> 点</p>
		<p>■ 建物固有の機能の難しさへの対応</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 対象建物の耐震レベル</p> <p><input type="checkbox"/> 建物機能の特殊性</p> <p><input type="checkbox"/> その他(理由: _____)</p> <p>[評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・ 電気又は冷暖房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・ 研究施設・美術館等、特殊機能・設備が有る建物 <p>詳細評価内容: _____</p> <p>評点 = <input type="text" value="0"/> 点</p>

■ 建物固有の施工技術の難しさへの対応

※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。

- 建築材料・設備機材・工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】
- 設計条件として、工法・材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性
- 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合
- その他（理由： ）

[評価技術事例]

- ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事の特許工法等の技術的に検討が必要な工事
- ・特殊な工法及び材料等を採用した工事
- ・特殊な設備システムを採用した工事
- ・免震装置を設ける工事
- ・大規模な山留め工法が必要な工事
- ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設・切り直しを行う工事
- ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事

詳細評価内容：

評点 = 点

■ 厳しい自然・地盤条件への対応

※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。

- 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時）
- 軟弱地盤、支持地盤の影響
- 雨・雪・風・気温等の影響
- その他（理由： ）

[評価技術事例]

- ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事
- ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事
- ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事

詳細評価内容：

評点 = 点

Ver.R5.07.01

詳細評価内容：

評点 = 点

評点計 点 (最大 20 点)

- ※ 1. 評価は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用する。
- ※ 2. 工事特性は、最大 20 点の加点評価とする。なお、1 項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合はそれ以上の点数を与えても良い。
- ※ 3. 主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
- ※ 4. 評価に当たっては、主任監督員の意見も参考に評価する。
- ※ 5. **レマークを付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。**

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(建築・設備工事編)

「記入方法」：該当する項目の□にレマークを記入する。

(総括監督員・工事を総括する技術職員)

審査項目	細別	a	a'	b	b'	c
		<input type="checkbox"/> 地域への貢献が優れている	<input type="checkbox"/> 地域への貢献がやや優れている	<input type="checkbox"/> 地域への貢献が良好である	<input type="checkbox"/> 地域への貢献がやや良好である	<input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない
6.	I.	<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 災害時等に地域への救援活動等に協力した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 周辺地域の環境保全・生物保護等について、具体的な対策をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 広報活動や現場見学会を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. その他（理由：</p> <p>詳細評価内容：</p> <p>上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p> <p>評価選択</p> <p><input type="checkbox"/> 地域への貢献が優れている。(a)</p> <p><input type="checkbox"/> 地域への貢献がやや優れている。(a')</p> <p><input type="checkbox"/> 地域への貢献が良好である(b)</p> <p><input type="checkbox"/> 地域への貢献がやや良好である(b')</p> <p><input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない(c)</p> <p>※1. 総括監督員・工事を総括する技術職員は、主任監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。</p> <p>※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。</p> <p>※3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。</p> <p>※4. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。 (評価は請負者から提出された実施状況に関する書類を活用する)</p>				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（建築・設備工事編）

（総括監督員・工事を総括する技術職員）

「記入方法」：該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法 令 遵 守 等	措 置 内 容	点 数
	<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3か月以上	-20点
	<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2か月以上3か月未満	-15点
	<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1か月以上2か月未満	-13点
	<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1か月未満	-10点
	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	-8点
	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	-5点
	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したがヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない)	-3点
	<input type="checkbox"/> 8. 総合評価落札方式において、受注者に責により提案を満足する施工が行われない場合等	- 点
<input type="checkbox"/> 該当項目なし		
<p>①本審査項目は（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1～7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名・工期・施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人・監理技術者・主任技術者・品質証明員・請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（主任又は総括監督員からの文書注意・口頭注意等）は、主任又は総括監督員・工事を総括する技術職員の評価対象項目である安全対策において減点する。</p>		

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した。 例) 一括下請負、技術者の専任違反等
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利・砂・防音シート・軍手等の物品の納入・作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。
15. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
16. 引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。
17. 低入コスト調査で虚偽に報告があった。
18. 請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。
19. 受注者が工事請負契約書第7条の2の規定に違反して社会保険等未加入建設業者を下請負人としていることが判明した。
20. その他 理由：

